

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、中村学園大学・中村学園大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究費を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、私立大学等経常費補助金や競争的資金制度等の公的資金に基づく研究費及び本学が交付した研究費で本学の責任において管理すべき研究費をいう。

2 前項に掲げる研究費以外の公的資金の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、研究活動又はその成果の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 研究活動上の不正行為

ア ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料、機器、研究過程を不正に変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

(2) 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

4 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されている者および本学の施設や設備を利用する者のうち、公的資金に基づく研究費や本学が交付した研究費を用いた研究に従事している者及びそれに関わる事務職員をいう。

5 この規程において「部局」とは、学校法人中村学園管理運営規則に定める大学院の研究科、大学の学部、短期大学部、研究所、センターをいう。

第2章 不正行為防止のための体制

(責任と権限)

第3条 本学における研究活動上の不正行為の防止及び対応のために、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者、研究倫理教育責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、研究倫理の向上、研究活動上の不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と最終責任を負い、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上、研究活動上の不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) 部局責任者は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとし、各部局の長をもって充てる。
- (4) 研究倫理教育責任者は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つものとし、連携推進部 部長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、第2条第4項に規定する研究者等に対し、研究者倫理や研究活動に係る法令等に関する教育を定期的に行わなくてはならない。

3 研究倫理教育責任者は、前項に定める教育の具体的な内容について、別に定める「中村学園大学(含む短期大学部)研究委員会」と協力して検討・実施する。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理教育責任者が実施する研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなくてはならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するために、研究データを適正に管理しなくてはならない。詳細は別に定める。

(研究活動公正委員会)

第5条 本学における研究活動上の公正性確保・不正行為防止のために、研究活動公正委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学長(委員長)
- (2) 栄養科学研究科長

- (3) 教育学研究科長
- (4) 流通科学研究科長
- (5) 栄養科学部長
- (6) 教育学部長
- (7) 流通科学部長
- (8) 短期大学部長
- (9) 事務局長
- (10) 連携推進部 部長
- (11) その他学長が指名する教職員

3 委員会は、次の各号に掲げる審議を行う。

- (1) 研究活動上の不正行為の防止・対応に係る実態の把握と検証に関すること。
- (2) 研究活動上の不正行為発生要因に対する改善策を講ずること。
- (3) その他必要な事項。

4 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、連携推進部において処理する。

第3章 通報の受付

(通報受付窓口の設置)

第6条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報又は相談に迅速かつ適切に対応できるようにするため、受付窓口（以下「通報窓口」という。）を連携推進部に置く。

2 通報窓口並びに研究活動上の不正行為における調査手続きに関し必要な事項は「学校法人中村学園公益通報者保護規程」によらず、本規程にて定める。

(通報の受付体制)

第7条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

2 通報は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付ける。

3 通報窓口の責任者は、匿名による通報について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4 通報窓口の責任者は、通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該通報に係る部局の長等に、その内容を通知する。

5 通報窓口の責任者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかにつ

いて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知する。

- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

（通報の相談）

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認する。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口の責任者は、最高管理責任者に報告する。
- 4 前項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行う。

（通報窓口の職員の義務）

第9条 通報の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者及び被通報者の秘密の順守その他通報者及び被通報者の保護を徹底しなければならない。

- 2 通報窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第10条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了

解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第11条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第12条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第13条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事通報その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、当該資金配分機関及び関係府省に対し

て、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第14条 第7条に基づく通報があった場合又はその他の理由により予備調査が必要であると認められた場合は、最高管理責任者は、通報された事項に関する事実関係等を調査するために、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名程度の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第15条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本格的調査（以下「本調査」という。）における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。

(本調査の決定等)

第16条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日から起算して原則30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係府省や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存する。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係府省に、本調査を行う旨を報告する。

(調査委員会の設置)

第17条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成し、最高管理責任者が指名する。

(1) 委員長

(2) 研究分野の知見を有する者、若干名

(3) 法律の知識を有する者、若干名

(本調査の通知)

第18条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第19条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始する。

2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

3 調査委員会は、調査を行うにあたり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に処理しなければならない。

4 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。

5 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

6 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障する。

7 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できる

よう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第20条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第21条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとる。

2 通報された事案に係る研究活動が本学以外の研究機関で行われたときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第22条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係府省の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係府省に提出する。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第23条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第24条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第19条第6項に定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第25条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して原則150日以内に調査した内容をまと

め、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得る。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われていなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行う。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第26条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。別に定める保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等が存在しない等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第27条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む）を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に速やかに通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係府省に報告する。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第28条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起

算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第17条第2項及び第3項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
- 7 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係府省に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第29条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。ただし50日

以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得る。

- 4 最高管理責任者は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係府省に報告する。

(調査結果の公表)

第30条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。ただし、以下において合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を非公表にすることができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われていなかったとの認定がなされた場合は、原則として、調査結果を公表しない。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表する。
- 5 前項における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者及び調査委員会委員の氏名・所属を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第31条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して当該研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

(研究活動の停止及び研究費の使用中止)

第32条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、不正行為と認定された研究活動の停止及び研究費の使用中止を直ちに命ずる。

(論文等の取下げ等の勧告)

第33条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(措置の解除等)

第34条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われていなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(処分)

第35条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令や中村学園大学・中村学園大学短期大学部就業規則等に基づき、懲戒処分の手続きを行う。

2 最高管理責任者は、前項の処分を行ったときは、当該資金配分機関及び関係府省に対して、その処分の内容等を通知する。

3 通報者が学内関係者で、研究活動上の不正行為の疑いが存在する合理的な根拠がないと知りながら通報したことが明らかである場合には、中村学園大学・中村学園大学短期大学部就業規則に基づき、懲戒処分の手続きを行う。

(是正措置等)

第36条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理

責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとる。

- 2 最高管理責任者は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 最高管理責任者は、前2項の是正措置等の内容を、当該資金配分機関及び関係府省に対して報告する。

（雑則）

第37条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規程の制定により、中村学園大学(含む短期大学部)研究活動および研究費の適正管理に関する規程(平成19年10月1日制定)及び中村学園大学(含む短期大学部)研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用に係る調査等に関する細則(平成29年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。